

福祉サービス第三者評価結果(児童)

第三者評価機関名

株式会社 山梨県環境科学検査センター

評価決定日 23年 2月 15日

事業者情報

名称: 甲府市立 中道保育所	種別: 保育所
代表者氏名: 鮫田 光子	定員(利用人数): 90名
〒 400 - 1507	TEL 055 - 266 - 4037
所在地: 甲府市下向山町 988 - 1	

特徴

福祉サービスの基本方針と組織	<ol style="list-style-type: none"> 1. 甲府市の次世代育成計画に基づいて制定された保育理念『今を生き明るい未来を約束する子ども達へ「わ」のこころを大切に「心身ともに健やかな」成長を育む』は、内外に表明されており、日常保育の中で一人ひとりの子どもに「会話を楽しむ“話”、豊かな心を育てる“和”、力を合わせ仲良くする“輪”、環境を大切に作る“環”、感動の“わ”」の育みを実現する取り組みが行われている。 2. 「保育課程」を保育の基本計画と位置づけ、それをベースにクラス別に立案した「年間指導計画」の中に「保育目標」、「保育のねらい」、「保育内容」および「保護者への支援」等を明確に定め、それに沿った取り組みが行われている。取り組み状況は、日、週、月、年単位での振り返りと見直しにより、保育の継続性を確保している。 3. 所長以下の組織体系および各保育士等の役割分担が明確になっており、また、所長が保育現場に積極的に足を運ぶとともに保育日誌に全て目を通すことにより、保育状況の把握を行い、保育の質の向上に向けた取り組みにリーダーシップを発揮している。
組織の運営管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域住民推移、児童在籍率、地域住民意向、保護者意向等の調査、分析から取りまく環境を把握した中で、一時預かり事業、早朝・残留保育、土曜日保育および保育相談を実施するなど、地域や保護者のニーズに応える取り組みが行われている。 2. 人材育成は、子ども達への関わりを最優先にした中で、職場内研修、外部研修および自己研鑽によって、専門性および人間性の向上を図っている。 3. 防災、感染症、病気および不審者侵入等に対する予防・発生時対応マニュアルが整備されており、通報訓練、機器の取扱訓練、実際の発生を想定した定期的な訓練等で子ども達への安全確保を行っている。 4. 保育所の行事に地域住民の招待、地域行事への子ども達の参加等による地域住民との交流、また、習字、和太鼓、サッカー等の指導、園庭整備への協力等に多くのボランティアを受け入れており、地域との交流と連携を大切に運営が行われている。
適切な福祉サービスの実施	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育の基本的目標である「子どもの現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を養う」および「入所する子どもの保護者に対し、その援助に当たる」ことのできる精神が「保育課程」、「年間・個別保育計画」に盛り込まれており、職員会議で具体的行動の共有を図り、統一した考えの基に日頃の保育を実施している。また、取り組み状況は記録され、定期的な評価や保護者の意見収集等により、適宜の見直しも行われている。 2. 年齢に合わせた「年間指導計画」と、一人ひとりの状況に基づく「個別計画」が職員会議および担当者会議で策定されており、週、月毎に保育実施内容の評価を行い、個々の子どもの変化を考慮した中での見直しが行われている。 3. 保育士等の一人ひとりが「子どもの目線での対応」、「自分にできることを、スツとやるように心がける」ことを意識して保育にあたっていることも目に見えない保育の質の確保に寄与していると言える。

付 加 基 準	1 子どもの発達援助	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中道保育所の保育目標である、「明るく元気な子」、「豊かな心と思いやりのある子」、「意欲を持ち行動できる子」を達成するための保育計画が、「保育課程・クラス別指導計画・個別指導計画」として明確になっており、保育士等の日々の研鑽に加えて、保育所、保護者、地域が良好な連携を保ちつつ、子ども達の発達援助に取り組んでいる。 2. 子どもの健康支援は、日々の健康状態、発育状態を定期的、継続的、随時および保護者情報から適切に把握した中で、一人ひとりの子どもの状態に合わせて取り組まれており、保護者への情報提供にも力を入れている。 3. 子どもの食事への支援は、保育の一環である食育として位置づけ、食事に関心を持ち、食事を楽しむ子どもに成長するよう、年齢別の食育目標を明確にし、季節にあわせた多彩な行事食、季節の野菜の活用、野菜作りや食事作りへの子ども達の参加等いろいろな取り組みを行っている。また、食物アレルギー等の子どもの特異性への対応も適切に行われている。 4. 保育所が丘の上に位置していることより、日当たりがよく、園庭は樹木を中心に遊具、砂場がバランスよく配置され、各クラスの保育室は天井が高く、園庭に面する配置で明るく開放的な構造になっている。また、周囲は様々な農産物の畑で、周辺のお散歩時の安全確保や農作業の人々との交流が自然体で行われる等、非常に恵まれた保育環境である。 5. 保育内容は、「保育理念・目標」の達成に向け、「保育所保育指針」を軸に、「年齢別の指導計画」に基づいた取り組みが行われている。特に、子ども一人ひとりの発達、家庭状況の把握により、子どもの実態を受け入れた保育の取り組みに力を入れている。また、食事、着替え、トイレ、遊び等の場面で、見守りと支援を適切に使い分け、各々の子どもの自立心を育てている。 6. 保育の一環として、異年齢児が一緒になっての周辺散歩が取り入れられており、年長児が年少児の面倒をみたり、年少児が年長児の行動から社会性を学び、お互いの成長に活かされている。 7. 保育の中に保護者や地域の人々の専門力を活用した、習字、陶芸、和太鼓、サッカーの取り入れは、子どもにいろいろな体験を通して成長を促すとともに保育士等が指導方法を学ぶ場としての機能を果たしている。また、保育所の行事への地域住民の招待、いろいろな地域の行事への子ども達の参加も活発に行われており、多様な年齢層の人々との交流を図りながら、社会マナーや人を思いやる優しさを学ぶ機会としている。
	2 子育て支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保護者との日常の情報交換は、送迎時の対話、おたより帳で実施しており、子育て相談は、送迎時、電話、来所等で随時受け付け、対応している。また、子どもの成長状態に応じた個人面談の機会も定期的に設けている。 2. 保育参観、給食試食会、季節の行事等に保護者が積極的に参加しており、子どもの発達と育児を一緒に考える機会のある場としている。行事参加者に感想・意見をいただき、行事の内容改善に役立っている。 3. 毎月発行する、「きゅうしょくだより」で朝食の必要性、発育に必要な基礎食品、お薦め献立等の子育てに役立つ情報を発信し、保護者の家庭での子育てを支援している。 4. 地域および保護者のニーズに基づき、一時預かり事業、早朝・残留保育、土曜日保育および保育相談等が行われており、保育所への期待に応える取り組みも行われている。
	3 安全・事故防止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調理場、水周りなどの衛生管理は、「衛生管理マニュアル」で管理の基本が規定されており、日々の衛生管理事項を「衛生自主管理点検表」に集約し、自主チェック・記録している。貯水槽等の清掃、消毒、飲料水検査、ねずみ、ゴキブリ、はえ等の駆除も定期的に行っている。また、保育士等の腸内細菌検査も毎月実施している。 2. 事故・災害に備えた対応マニュアルが整備されており、月一回の避難訓練とともに専門家による消火訓練、救命講習、AED取扱訓練を実施して、緊急時の子どもへの対処を確かなものにしていく。 3. 緊急連絡先・方法が各部屋に掲示されており、救急機関への速やかな通報を可能にしている。

総評

特に評価の高い点

1. 中道保育所は、甲斐風土記の丘・曽根丘陵公園に隣接する小高い丘の上に位置しており、恵まれた自然環境、日当たりが非常によい園舎、経験豊富な保育士等の配属により、保育理念である『今を生き明るい未来を約束する子ども達へ「わ」のこころを大切に「心身ともに健やかな」成長を育む』の実現に向けた保育に取り組んでいる。
2. 所長、主任保育士が日頃から保育の現場に積極的にに関わり、保育の実施状況の把握を行い、必要な改善指示を出すことが定着しており、日々の変化への対応が迅速に行われている。
3. 保育室が全て園庭に面しており、明るく開放的であるとともに、園庭で遊んでいる子ども達の監視および緊急時対応が担当保育士以外でも可能になっている。
4. 恵まれた立地条件を活用し、周辺の散歩、地域の人との触れあい、野菜の栽培等、多くの体験メニューが取り入れられており、子ども達に五感を通した保育を実践している。
5. 地域や保護者のニーズに基づき、一時預かり事業、早朝・残留保育、土曜日保育および保育相談等の実施、保護者や地域の人との協力による、習字、陶芸、和太鼓、サッカー等の多彩なメニューの取り入れ、保育所の行事への地域住民の招待、いろいろな地域の行事への子ども達の参加等、地域・保護者との適切な連携を保った中で地域に密着した保育所として根付いている。

改善を求められる点

1. 保育を取りまく様々な環境の変化に対応できる質の高い人材を常に確保していくために、保育士等の個別のスキルに見合う育成を計画的に実施することが望めます。
2. 各種マニュアルは整備されているが、誰が、いつ制定または改訂したのか、どこが改訂されたのか、確認できないものが見受けられるので、文書類の制定、見直し、維持の仕組みを明確にし、常に最新版が使われるようにすることが望めます。
3. 保育所の運営に必要な幅広い法令は、リスト化するなどの方法で関係者が共有し、法改正等への適宜の見直し対応ができるようにすることが望めます。

キーワード(3～5個)

1. 心身ともに豊かな育ち
2. 個性は宝
3. 仕事と子育て両立支援
4. 保育と自然の共存
5. 地域に根付いた保育所

利用者アンケートからの「概評」

1. 保育所の保育状況、設備等の保育環境、運営の仕組み等に対する満足状況は、各項目とも大部分の保護者が満足していることから、保育所の運営が子どもの最善の利益を考慮した中で取り組まれており、日頃の子どもと保育士等の関係が良好に維持されていることがうかがえます。
2. 約90%の保護者が、自分の子どもが日々楽しく登所しており、保育所で楽しく過ごしていることから、子ども達の受容環境が整った中で、保育士等が子ども達に接する優しさ、思いやりが適切に保たれており、保護者が安心して子どもを預けていることがうかがえます。
3. 食事やおやつに対し、全ての保護者が満足していることから、季節や行事にちなんだ特別食の提供や子ども達が主体的に食事に関わりを持つことなどの食育が、保育の中で適切に実践され、また工夫が凝らされた食事が日々提供されていることがうかがえます。
4. 感染症の発生に対して、約60%の保護者がその状況が必要に応じて届くようになっていないと回答されていますが、不満の声もいくつか寄せられています。どのような状況を、どのタイミングで保護者に連絡するかを再検討することによって、保護者の不安を解消することも必要ではないかと思われます。

第三者評価結果に対する事業者のコメント

「保育の質を判断」していただく事への躊躇や不安の中で、気づきや発見により見直しのよい機会と捉え受審いたしました。自己評価チェックや資料の精査をしつつ、判断基準、着眼点、第三者という立場のギャップを痛感いたしました。丁寧かつ誠意ある評価をいただいた結果を真摯に受け止め、課題の改善に取り組み、更なる保育の向上を図って参りたいと思います。

評価細目の第三者評価結果

山梨県福祉サービス第三者評価事業 共通基本項目							
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果		
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1)理念、基本方針が確立されている	理念が明文化されている	1	a	b	c
			理念に基づく基本方針が明文化されている	2	a	b	c
		(2)理念や基本方針が周知されている	理念や基本方針が職員に周知されている	3	a	b	c
			理念や基本方針が利用者等に周知されている	4	a	b	c
	2 計画の策定	(1)中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	中・長期計画が策定されている	5	a		c
			中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている	6	a		c
		(2)計画が適切に策定されている	計画の策定が組織的に行われている	7	a	b	c
			計画が職員や利用者等に周知されている	8	a	b	c
	3 管理者の責任とリーダーシップ	(1)管理者の責任が明確にされている	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	9	a	b	c
			遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている	10	a	b	c
		(2)管理者のリーダーシップが発揮されている	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している	11	a	b	c
			経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している	12	a	b	c
組織の運営管理	1 経営状況の把握	(1)経営環境の変化等に適切に対応している	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	13	a	b	c
			経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている	14	a	b	c
			外部監査が実施されている	15	a	b	c
	2 人材の確保・養成	(1)人事管理の体制が整備されている	必要な人材に関する具体的なプランが確立している	16	a	b	c
			人事考課が客観的な基準に基づいて行われている	17	a	b	c
		(2)職員の就業状況に配慮がなされている	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	18	a	b	c
			福利厚生事業に積極的に取り組んでいる	19	a	b	c
		(3)職員の質の向上に向けた体制が確立されている	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	20	a	b	c
			個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている	21	a	b	c
			定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている	22	a	b	c
		(4)実習生の受け入れが適切に行われている	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している	23	a	b	c
			実習生の育成について積極的な取り組みを行っている	24	a	b	c
		3 安全管理	(1)利用者の安全を確保するための取り組みが行われている	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている	25	a	b
	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している			26	a	b	c

評価細目の第三者評価結果

山梨県福祉サービス第三者評価事業 共通基本項目							
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果		
組織の運営管理	4 地域との交流と連携	(1)地域との関係が適切に確保されている	利用者地域とのかわり合いを大切にしている	27	a	b	c
			事業所が有する機能を地域に還元している	28	a	b	c
			ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	29	a	b	c
		(2)関係機関との連携が確保されている	必要な社会資源を明確にしている	30	a	b	c
			関係機関等との連携が適切に行われている	31	a	b	c
		(3)地域の福祉向上のための取り組みを行っている	地域の福祉ニーズを把握している	32	a	b	c
			地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている	33	a	b	c
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1)利用者を尊重する姿勢が明示されている	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている	34	a	b	c
			利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している	35	a	b	c
		(2)利用者満足の上昇に努めている	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している	36	a	b	c
			利用者満足の上昇に向けた取り組みを行っている	37	a	b	c
		(3)利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	38	a	b	c
			苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	39	a	b	c
			利用者からの意見等に対して迅速に対応している	40	a	b	c
	2 サービスの質の確保	(1)質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している	41	a	b	c
			評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている	42	a	b	c
			課題に対する改善策・改善計画を立て実施している	43	a	b	c
(2)個々のサービスの標準的な実施方法が確立している		個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	44	a	b	c	
		標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	45	a	b	c	
(3)サービス実施の記録が適切に行われている		利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	46	a	b	c	
		利用者に関する記録の管理体制が確立している	47	a	b	c	
		利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	48	a	b	c	
3 始・継続	(1)サービス提供の開始が適切に行われている	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している	49	a	b	c	
		サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている	50	a	b	c	
	(2)サービスの継続性に配慮した対応が行われている	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている	51	a	b	c	
4 策定	(1)利用者のアセスメントが行われている	定められた手順に従ってアセスメントを行っている	52	a	b	c	
		利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している	53	a	b	c	
	(2)利用者に対するサービス実施計画が策定されている	サービス実施計画を適切に策定している	54	a	b	c	
		定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている	55	a	b	c	

各評価項目の評価結果は、次の通り解釈願います。

a:達成されている。 b:取り組みがされているが、不十分である。 c:取り組みがされていない。

評価細目の第三者評価結果

保育所版付加基準									
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果				
A	保育所版付加基準	(1)発達援助の基本	保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている	1	(a)	b	c		
			指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している	2	(a)	b	c		
		(2)健康管理・食事	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している	3	(a)	b	c		
			健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	4	(a)	b	c		
			歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	5	(a)	b	c		
			感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している	6	(a)	b	c		
			食事を楽しむことができる工夫をしている	7	(a)	b	c		
			子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている	8	(a)	b	c		
			子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している	9	(a)	b	c		
			アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	10	(a)		c		
			(3)保育環境	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している	11	(a)	b	c	
				生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている	12	(a)	b	c	
		(4)保育内容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている	13	(a)	b	c		
			基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している	14	(a)	b	c		
			子どもが自発的に活動できる環境が整備されている	15	(a)	b	c		
			身近な自然や社会とかがかわれるような取り組みがなされている	16	(a)	b	c		
			さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている	17	(a)	b	c		
			遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している	18	(a)	b	c		
			子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している	19	(a)	b	c		
			性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している	20	(a)	b	c		
			乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	21	(a)	b	c		
			長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	22	(a)	b	c		
		2	子育て支援	(1)入所児童の保護者の育児支援	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている	24	(a)	b	c
					家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている	25	(a)		c
					子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている	26	(a)	b	c
					虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている	27	(a)	b	c
					虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている	28	(a)		c
				(2)一時保育	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている	29	(a)	b	c

評価細目の第三者評価結果

保育所版付加基準							
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果		
A 保育所版付加基準	3 安全・事故防止	(1)安全・事故防止	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	30	a	b	c
			食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている	31	a	b	c
			事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組みを行っている	32	a	b	c
			事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	33	a	b	c
			不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	34	a	b	c

各評価項目の評価結果は、次の通り解釈願います。

a: 達成されている。 b: 取組みがされているが、不十分である。 c: 取組みがされていない。